

2018年度 特定外来生物指定の考え方について

平成31年2月28日
環境省自然環境局
野生生物課外来生物対策室

1. 今回の特定外来生物指定の位置付け

2015年3月に公表した生態系被害防止外来種リストを受け、外来生物法に基づく特定外来生物として、2016年度・2017年度に40種類の追加指定を行った。

一方で、引き続き指定すべき種が出てきていることから、今年度も特定外来生物の指定を行う。

2. 特定外来生物の指定の全体方針

(1) 優先順位について

生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、被害の未然防止効果が高いものとして、以下の区分に位置づけられている種類を中心に検討を進める。

なお、以下の区分に該当しない場合にも、現時点で指定すべき種については、指定候補として検討する。

- 定着予防外来種（侵入予防外来種、その他の定着予防外来種）
- 総合対策外来種のうち定着段階が「侵入初期/限定分布」、「小笠原・南西諸島」のもの

(2) 生物分類群別の検討の方針・進め方

今年度検討する分類群は、「その他無脊椎動物」、「植物」の2つ。

① 植物<省略>

② その他無脊椎動物

下記の生物を指定の候補として取り上げたい。

<指定候補>

- ミステリークレイフィッシュ (*Procambarus virginalis*)
- スロウザリガニ (*Procambarus fallax*)
- ディケログマルス・ヴィロース (*Dikerogammarus villosus*)

<特定外来生物から除外されていることを明記>

- オガサワラモクズガニ (*Eriocheir ogasawaraensis*)

3. 指定までのスケジュール

2019年2月28日：専門家グループ会合を開催

2019年4月～：専門家会合（全体会合）を開催

2019年夏以降：パブリックコメント、特定外来生物指定に係る手続